

平成 27 年度 予算 編成 要 綱

武 蔵 野 市

I. 予算編成方針

日本経済は、消費税の引き上げに伴う駆け込みの反動減から持ち直しのペースが弱くなっているものの、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されている。

こうした中で、本市の財政は、歳入の根幹をなす市税収入がわずかではあるが上向いており、堅調に推移している。しかし、平成26年度税制改正により法人市民税の一部国税化が断行され、また国において法人実効税率の引き下げが論議されていることから、今後こうした安定した市税収入の確保ができるとは限らない。また、国庫支出金を廃止し、地方交付税交付金を事業の財源とする、いわゆる一般財源化が進められており、不交付団体である本市は、なんら財源措置がなされず、財政基盤に大きな影響を及ぼすことが想定される。

一方、急速に進行する高齢化への対策や障がい者対策、保育園の待機児童解消などの社会保障の充実・安定化、さらに東京直下地震などの大規模な災害に備えた防災対策の強化や老朽化が進む公共施設や都市インフラの更新など、多岐にわたる課題の解決に向けて積極果敢に取り組む必要がある。

市財政を取り巻く環境は、こうした景気の動向や税制改正により大きく変動し、また社会保障をはじめとする様々な財政支出の増加により、予断を許す状況にはない。

これらを全職員が十分に認識し、4年目となる第五期長期計画事業の着実な実行を果たすとともに、新たな課題に対する積極的な施策の展開が求められている。来年度予算の編成にあたっては、従来にも増して既存事業の必要性や有効性を厳しく検証し、創意工夫を凝らし、効率的で実効性の高い事業を構築していくことが必要である。

以上を踏まえ、平成27年度予算編成においては、枠配分方式を実施することにより経常経費の更なる縮減を図るとともに、予算の見積もりにあたっては、この方針の下、下記の内容に留意して予算要求書を作成するものとする。

記

- 1 第五期長期計画の各分野に掲げられた施策を着実に推進するとともに、新たな課題にも対応しながら持続可能な市政運営を行っていくため、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に予算を編成する。予算の見積り及び要求にあたっては、この予算編成要綱に基づくとともに、国、都の動向に十分留意し、関係機関との連絡及び情報の早期収集に努め、市の財政運営に重大な影響を及ぼすことのないよう、精査して要求すること。

- 2 第四次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針を踏まえ、市が担うべき役割の明確化、すべての事務事業の必要性、緊急性、事業効果、公費により負担すべき割合等を検討・再評価のうえ、事業の継続・廃止も含めた効率的・効果的な事業のあり方を部全体で検討し、最小限の経費で見積りを行うこと。特に、相当期間を経過した事務事業はサンセット方式により、その目的、意義、効果等を点検し見直すこと。

事業予算を増額しない場合でも、都補助金等の特定財源の削減により一般財源が増と
なることがあるので、その際は事業予算の削減に努めること。

- 3 枠配分額は、部（局を含む。以下同じ。）を単位として提示する。平成27年度の枠配分額は、平成26年度の経常経費（平成25年度の概算要求事項でそれ以後経常経費になっているものを含む。）を基礎とし、平成27年度に減少が明らかな経費や消費税の増税分等を加味した額とする。

前年度からの持越し分のある部はそれを加える。

予算要求額は、この予算編成要綱を遵守したうえで、枠配分額の範囲内に収めることとする。

II. 予算の見積り及び要求にあたっての注意事項

1 一般的留意事項

- (1) 歳入・歳出とも年間を通じ的確に把握し、過大過小の見積りとならないよう十分精査して年間予算を編成すること。年度途中の補正は、制度改正を伴うもの、災害等緊急やむを得ないもの、予算編成の段階で特に協議したもの等とし、事務的経費については原則として認めない。
- (2) 議会や監査委員の指摘事項、採択された請願・陳情、市長への手紙等については十分検討し、適切に対応すること。
- (3) 不用額を極力生じさせないよう的確に見積り、計上すること。特に、決算等審査意見書において、複数年にわたり歳出決算における不用額の指摘がある項目については、予算要求を行うに際し精査を徹底すること。なお、不用額の検証が行われていない場合は、査定時において減額の対象とする。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

歳入の根幹をなす市税については、その見積りが予算に大きく影響するので、社会経済情勢の変化、税制改正の動向、市民所得の状況と課税客体の的確な把握に努めるとともに、収納率の一層の向上を図ること。

(2) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、公平化の観点から、法令、条例等を十分認識して実績を精査して的確に見積るとともに、確実な収入を図ること。

(3) 国庫・都支出金

国、都の施策の見直しにより各種補助金の見直し、削減等が一段と厳しく実施されることが予想されるので、見積りにあたっては、制度改正や補助率・補助基準の変更、一般財源化等、国・都の動向に十分留意して計上すること。

また、超過負担の解消には引き続き、積極的に取り組むこと。新規事業については、当該事業に係る国庫・都支出金について、十分調査し、極力これらを財源とするよう努めること。

(4) 財産収入

経済情勢等を考慮し、適正な価格を計上すること。

(5) 市債

適債事業のうち確実性のあるもののみ、充当率をよく検討して見積ること。

なお、市債の見積りにあたっては、財政課と事前に協議すること。

(6) 寄附金

予算科目設定に止めること。

(7) その他の収入

その他の収入については、収入源を把握し、実績等を精査して的確に見積ること。

財団法人や民間団体等からの補助金等についても、当該事業に充当が可能か精査すること。

なお、参加者に負担を求める事業については、その負担割合を見直し、適正な負担となるよう改正すること。

3 歳出に関する事項

- (1) 財政援助出資団体等に対しては、市の厳しい財政状況について十分な理解を得るとともに、安易に市の援助に期待することなく、団体の自主的・自立的な経営改善を求め、一層の効率的経営を図るよう適切な指導監督を行うこと。各主管課においては、各団体等の事業計画、予算の積算根拠及び25年度の決算資料を予算要求書とともに必ず提出すること。

また、市の委託事業、補助事業については、内容、方法等を再度見直したうえで、市の予算編成方針に準じた積算により所要額を見積ること。

- (2) 予算の流(充)用については、監査委員の審査意見書でも、流(充)用の件数について指摘を受け、しっかりとした計画性をもって予算を執行することとされている。平成25年度において、予算の流(充)用により増・減のあった経費については、過去の実績、実施方法等について十分に精査した上で、予算の組替え等の見直しを行い、年度途中で流(充)用が生じないように配慮するとともに、当初予算要求に脱漏のないよう注意すること。流(充)用財源となった費目については、決算額を参考に見直すこと。また、平成27年度においても、扶助費、補助費等からの流用は認めない方針であるので留意すること。

- (3) 補助金等については、行政効果等総合的視点から継続的な見直しを行い、交付の目的や効果などを検証・精査した上で交付金額を積算し要求するとともに、別に定める「補助金調書及び評価シート」または「補助金調書」を提出すること。なお、

補助金の増額は、政策的補助を除き原則として認めない。特に、各種団体等に対する補助金については、補助事業等の計画、収支予算、前年度からの繰越金や留保財源の多寡等を十分に把握し、必要額を適正に見積ることとともに、運営費補助については事業費補助への転換を促すこと。

- (4) 物品の購入等については、「武蔵野市グリーン購入推進指針」及び「環境に配慮した製品選択ガイド」に基づき、リサイクル・省エネの推進に努めること。
- (5) 平成27年度に新たに債務負担行為を設定するものについては、別途財政課に連絡すること。
- (6) 委託契約については契約の更新時期等にあわせて仕様の見直しを行い、物件費の縮減を図ること。
- (7) 経常経費の予算要求については枠配分方式で行う。部内での調整を行い、部として枠配分額を超えての要求はしないこと。
- (8) 枠配分対象外予算については、1件ごとの査定を行う。概算要求査定経費についても、安易に査定額をそのまま計上することなく、再度精査し経費の圧縮に努めること。
- (9) 枠配分対象外の経費のうち、指定管理者に対する管理委託料及び性質が扶助費のものについては、過去3カ年の実績を参考に計上すること。
- (10) 枠配分対象外としている経費については枠内に計上してはならない（本来概算要求事項となるものや概算要求の査定で認められなかったもの等）。また、使途の明確でない予備費的な予算は認めない。
- (11) 地域主権改革における権限委譲について、移譲されることとなる事務の所管課においては、引き続き予算に適切に反映させるよう対応すること。
- (12) 予算概算要求の査定結果が「□」の事業については、本予算要求までに内容をよく検討すること。
- (13) 当該事業に係る歳入のうち、国庫・都支出金が大幅な減額や廃止となる場合は、その事業についてゼロベースで査定を行う。
- (14) 消費税率は平成27年10月1日より引上げられる可能性がある。前回引上げの対応を参考に、引上げ前に支出する場合は税率8%で、引上げ後に支出する場合は税率10%で要求すること。ただし、予算の計画的な早期執行に努め、経費の節減を図ること。
- (15) 消費税率が引き上げられなかった場合は現行の消費税率（8%）で再計算することとなるため、要求にあたっては、財務会計システムにおいて消費税率を明記した積算式を入力すること。
- (16) その他、歳出にあたっての予算計上は、別紙「平成27年度 枠配分方式の予算要求の手引き」に基づき行うこと。
- (17) 労務単価の上昇分は作業内容等の見直しにより枠内に収めることとするが、やむを得ない場合は枠外新規で要求すること。

Ⅲ. 枠配分方式について

1 内容

- ・ 政策的経費（概算要求査定経費）、給与関係費などを除いた経常経費を枠配分対象額とし、財政課で額を決定する。
- ・ 各部長の権限で、枠配分額の範囲内に予算要求額を収めることとし、その範囲においては、一部の例外を除いて財務部長査定は行わない。
- ・ 部全体で事務事業の見直しを再度行うことにより、その経費を他の事務事業や他の課の事務事業に配分することを可能とする。

2 枠配分の対象と対象外経費

枠配分の対象は経常経費とする。具体的には次の経費を除いた経費とする。

- (1) 政策的経費（平成26、27年度概算要求事項・政策再編を含む）
- (2) 平成26年8月11日開催の行財政改革推進本部会議で指定された事業
- (3) 給与関係費（正規職員、議員、委員及び嘱託職員）
- (4) 賃借料のうち土地・建物に関するもの
- (5) 指定管理者に対する管理委託料
- (6) 補助金及び交付金
- (7) 性質が扶助費のもの
- (8) 各会計間の繰出金
- (9) 公債費及び予備費
- (10) 積立金
- (11) その他財務部長が特に認めた経費

3 枠配分額の算定方法

- (1) 枠配分額の算定は、平成26年度予算の経常経費を基礎とし、経常経費に係る消費税を9%として算定する。これは、消費税率が平成27年9月までは8%、10月以降は10%と予定されており、年間で平均すれば9%となることによる。

ただし、消耗品費及び備品購入費等については消費税を8%として算出した額とする。

これには、平成25年度の概算要求事項で、平成26年度から経常経費となったものを含む。（昨年度の枠配分額には含まれていなかったもの）

- (2) 平成26年度の概算要求事項で、平成27年度には経常経費となるものについては、枠対象外とし、一件査定する。
- (3) 平成26年度と比較して、必然的に減が見込まれるもの（平成26～27年度にリース切れ（再リース）を迎える事業、サンセットにより平成26～27年度中に終了する事業、隔年等で実施しているもので平成27年度は実施しない事業等）については、枠配分額を減額する。

- (4) 概算要求の対象外である、事業費が100万円以上300万円未満の新規事業、隔年・周年事業、新調・更新の車両・備品、改修・修繕事業等については、枠対象外とし、一件査定する。
- (5) 予算持越し制度により、前年度からの持越しがある場合は、それを加算する。

4 特別会計

枠配分方式は、部長の裁量により予算編成を行う制度であるため、特別会計についても一般会計と合算して枠を形成する。ただし、次のものに限る。

- ・ 下水道事業会計
- ・ 国民健康保険事業会計のうち1款総務費及び8款保健事業費
- ・ 後期高齢者医療会計のうち1款総務費及び3款保健事業費
- ・ 介護保険事業会計のうち1款総務費

5 予算持越し制度

枠配分額として財政課が提示した額と、実際の予算要求額の差額について、1/2を上限として翌年度の枠配分額に加算する（平成26年度の枠配分方式で生じた持越し分は平成27年度の枠配分額に加算する）。

6 予算概算要求の査定結果「A」事業の取り扱い

予算概算要求に対する予算措置が不要と判断される事業、あるいは枠配分予算内で調整すべき事業となった当該事業については、枠配分額の範囲内で要求できることとする。但し、財政課で査定をする場合がある。

IV. その他

(1) 提出方法

予算要求書等は、各部の企画調整担当課がとりまとめのうえ、提出すること。

(2) 提出期限

11月17日（月）までに仮提出し、財政課で点検し、必要に応じ各部と調整をする。最終の提出期限は11月21日（金）とする。

(3) 予算査定日程等（予定）

- ① 財務部査定 11月25日（火）～12月16日（火）
- ② 予算内示 12月17日（水）